

福岡県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">福岡県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（補助対象経費及び交付の対象となる事業実施期間）</p> <p>第4条 この補助金の対象経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、<u>基準月</u>から令和7年12月26日までとする。</p> <p>第5条～第18条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年3月28日から施行し、令和6年度及び令和7年度の補助金に適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">福岡県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（補助対象経費及び交付の対象となる事業実施期間）</p> <p>第4条 この補助金の対象経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、<u>令和7年4月1日</u>から令和7年12月26日までとする。</p> <p>第5条～第18条（略）</p>